

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年1月23日（金）10:21～10:48
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

- 村井 遊 会津若松市企画政策部総務主幹

#### <事務局>

- 内田 要 内閣府地方創生推進室長
- 富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 自治体ヒアリング
- 3 閉会

---

○松藤参事官 それでは、会津若松市さんのヒアリングを始めたいと思います。

資料は原則公開としておりますが、資料、議事は公開でよろしいでしょうか。非公開がよろしければおっしゃってください。

○村井総務主幹 公開していただいて結構です。

○松藤参事官 では、座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 今日は朝からお越しくございましてありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○村井総務主幹 会津若松市役所の村井と申します。

それでは、早速、資料に沿って御説明をさせていただければと思います。

1 ページをご覧ください。皆さん御存じだと思うのですが、今後情報というものは第3次産業革命としてコンピュータ、ネットワーク等でますます重要になっていくと考えております。

2 ページについてです。平成23年におけるICT産業の付加価値は87.6兆円で、771万人の雇用が生まれており、国内有数の産業になっているというのは共通の御認識であると思えます。

3 ページについてです。実際に生成されるデータの量やIoT、インターネットにつながるデバイス数はすごい勢いでふえておりまして、あらゆるものがデジタル化、インターネット化する社会において、個別具体的な細かい制度設計や規制緩和ではICTの変化スピードに対応できないので、何かしら包括的な規定がいいのではないのかなと私どもは考えております。

4 ページについてです。御認識されていることだと思うのですが、日本のICT競争力は2005年ごろには一時期上昇したのですが、その後は低下傾向にあります。

5 ページについてです。ビッグデータというものがもたらす経済効果というものは、総務省の情報通信白書に記載のとおり、7兆円という非常に大きい額となっています。そして、ヒト・モノ・カネに加えて情報というのは重要な経営資源ということはもはや全ての企業共通の認識で、今後ビッグデータ等が重要になっていくというのは全ての企業の認識だと思っております。

現状を申し上げますと、世界規模のICTサービスは基本的にアメリカ企業が中心になっております。私たちの使っているfacebookやApple、Google等のサービスは、全てアメリカのものになっています。そして、実際にインターネットトラフィックを見ると、4割は海外からダウンロードしている、流入しているという状況になっています。一方で、日本も本来はコンテンツ、文化とかアニメとか世界に通用するものはあると思うのですが、そういうものを活用した世界規模でのビジネスが生まれていないという現状でございます。

次に、海外の各国においては、国際的な情報戦略をきちんと展開しております。例えばアメリカ等は自国民のデータを海外に置く際のルールを明確に発表しています。また、シンガポール、香港、最近ではタイとかも含め、そういうところでは政府主導でデータセンターを誘致する。例えば、電気料金をきちんと安くするとか、そういうところまでやって積極的に誘致をするということをやっております。

では、実際にアジアの拠点はどこになるのかというと、まだ決まっていない企業もあるので、だんだんとシンガポールや香港、あるいは東南アジアの安いところになってしまっており、日本の企業やユーザーが使うものですら、シンガポールや香港に置いてしまうところもあるという現状がございます。せつかくICTという今の日本の経済を支えている重要な産業の一つが、こういうように海外に流出していってしまうというものは余りよろしくないのかなと私どもは考えております。

6ページについてです。データを取り戻すことで、成長戦略、地方創生、国土強靱化に寄与すると書いているのですが、簡単に申し上げますと、この前もお話しさせていただいたのですが、アメリカ版のフェアユースの導入などにより、データの活用について包括的なオプトアウト型のデータ利活用の特区というものを設けて、アジアで一番情報を利活用しやすいビジネス環境を整備するという事を考えております。

あわせて、欧米と同じように対外的なデータ戦略を明確化して、アジア向けにサービスを行う海外のICT企業を産学官一体となり誘致策を展開していくということが必要ではないのかなと考えております。

7ページについてです。もし仮に、現在海外から40%のデータをダウンロードしている、要は情報を輸入しているという状況になっているのですが、その半分が日本国内に戻ってきて、日本の利用者が日本のサーバーを使うという形になると、概算推定なのですが、初期投資で4,000億円程度、年間のランニングコストとして700~800億円程度の新たな経済効果が生まれると私どもは試算しております。算出根拠は参考資料にありますので、よろしければごらんいただければと思います。

8ページについてです。私どもの今回の国家戦略特区に関する提案の肝となる部分で、オプトアウト型のデータ活用を国家戦略特区において導入していただきたいと考えております。アメリカ著作権法と書いてある部分は、フェアユース規定による包括的なオプトアウト型についてで、基本的には相手に経済的なダメージを与えないとか、一部では他人の著作物を使っているけれども、結果的な創作物としては明らかに別のものになっているとか、そのようなフェアユースの規定にのっとっていけば著作権上の問題はないということで、例外的に、こういうときは著作権法違反ということを決めるオプトアウト型になっています。

一方で、日本の著作権法については御存じかと思うのですが、具体例をあげて、こういう場合のみ著作権法違反にならずに著作物を使っていいよというオプトイン型形になっています。その結果として、先ほど申し上げたように、ICT関連企業が、アメリカではさまざまな企業ができていのに、日本では大規模なレベルのグローバルなICT企業はできていないという状況がございます。

例として、検索サービスが有名なのですが、検索サービスエンジンが各ホームページを見て、検索のためにその内容をコピーするときに、アメリカではフェアユースで問題ないということだったので、日本では厳密に法令に照らすと著作権法違反ということになってしまい、2000年代後半に法改正をして問題なくなったのですが、既に時遅しということもありまして、なかなかgoogleレベルの検索サービスが日本では出てきていないということがあります。また、YouTube等に日本の方々もいろんな動画を自分で撮ってアップしていると思うのですが、バックグラウンドに例えば何かの音楽が入ったりとか、何かの絵が入ってしまったとかということ、著作権違反は親告罪なので基本的には罪に問われることはないと思うのですが、厳密に法令に照らすと違反になってしまうのかもしれ

ないというところもありまして、そういう状況であると、個人レベルでは問題がなくても、企業が何かしようと思ったときにはなかなか難しい側面もあるのではないかなと思います。そういうような差がアメリカと日本の、このような結果に出ているのかなと私どもは考えております。

9ページについてです。ここが以前のヒアリングの際に、どういう場合にはフェアユースとして許可されるのかということが分かりづらいという御指摘をいただいたところでございます。基本的には特区内のデータセンターに置いたデータについては、フェアユース規定を適用しようというような考え方をしております。

当然、いきなり日本全部をフェアユースに変えるのは厳しい部分があると思いますので、特区内のデータセンターのみに限定してフェアユースの実証を行うことによって、そこで実運用を進める中で戦略とか制度とかそういうものを考えていき、仮に著作権者の利益を侵害するような不正利用とか不正コピーとかサイバー攻撃などが起きたりしたときも、このデータセンターに元のデータがあるかというのはわかる状況なので、そういう意味では、何か問題が起きたときにも原因等を特定しやすいということで特区として範囲を限定するということが適切なのではないかと考えております。

10ページについてです。実際に、先ほども申し上げたのですけれども、一部の日本企業が香港とかシンガポールにデータを移転しつつあるという状況です。そして、本提案はアクセンチュアと共同提案なのですが、アクセンチュアがGoogleからアジアの拠点をつくりたいという相談を今受けている状況でございまして、やはり、どうしても客観的な立場に立ってしまうと日本と言うことは難しいと言っているのですが、逆にフェアユースなどの環境が整ったらどうなのかと聞いてみると、それだったら日本のほうがそもそも住環境とか安全面とかがいいので、選択肢に入るということをGoogleのほうも言っている状況のようでございます。

12ページについてです。最近できているデータセンターというのは、いわゆるグリーンデータセンターというものでして、冷涼な気候を活用してできるだけ外気で機器を冷却し、大規模で効率良い、そしてできるだけ自然エネルギーを使うデータセンターが主流です。データセンターは電力を24時間365日使うので、一部では環境に悪いということも言われていますので、こういうような状況になっているのだと思います。

14ページについてです。会津若松市では、内閣官房の地域活性化モデルケースで「ビッグデータ戦略活用のためのアナリティクス拠点集積事業」の採択を受けております。これはもともと会津大学というICT専門の大学がありまして、せっかくあるICT専門という特色のある大学を活用して、ビッグデータなどを分析する人材を育成し、ICT関連企業を集約していこう内容です。さらに、昨日ですが、地域再生計画の認定を受けまして、市長が総理及び石破大臣から認定書をいただけてきました。これらを踏まえて、国の政策と一丸となって会津は各種施策を進めていきたいと考えております。

15ページについてです。仮にフェアユース特区を実施するさいに、会津がなぜ実証の場

としていいのかということなのですけれども、1つは先ほど申し上げたように、ICT専門の会津大学というものがあるというものがございます。そこがタリン工科大学と連携していて、また市役所もアムステルダムとスマートシティに関して連携しています。これらを活用することで、国際的な動向や知見も踏まえながら実証を進めていけるのではないかと考えております。

さらには、豊富な再生エネルギーがあり、現在は東京電力に一部売電しているという状況ですが、市内の電力全部を賄えるほど、水力もありますし、風力もありますし、地熱もありますし、バイオマスもあるという状況です。

さらに、当然会津若松は雪も降りますし、夏でも冷涼ですので、データセンターとも相性がいいのではないかと考えております。

以上で説明を終わりたいと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から御質問、御意見ございませんでしょうか。

では、事務局から、この改革状況についてお願いします。

○宇野参事官 それでは、事務局のほうで関係省庁と調整している紙をお配りしておりますので、担当のほうから順次御説明させていただきたいと思います。

では、著作権法の関係。

○事務局 著作物のフェアユース規定の導入につきまして、文部科学省のほうに検討を要請したところ、これにつきましては私人間ルールということで、特区制度にそもそもなじまないのではないのかというような回答が現在来ている状況ではございます。ただ、一方で、こちらとしましては、そもそもフェアユース規定の導入ができるのか、できないのか、そういった点について引き続き文部科学省のほうに検討を要請してまいりたいと考えています。

○宇野参事官 コンテンツプロバイダの事業の免責条件の明確化をお願いします。

○事務局 コンテンツプロバイダの免責条件の明確化ということで、総務省のほうに今問題を投げかけてございます。総務省のほうからは、法律の規定の中に、ここに書いてありますように、一応責任を負わないことの規定が明確化されているというような回答ではございますが、いちいち読んでみますとさらにわからない点もございますので、例えばプロバイダが一定の条件、ノーティス・アンド・テイクダウンとかと言うのでしょうか、アメリカなどでやられているようなこともあり、そういったことも含めてさらに何か検討ができないかということで引き続き要請をしてまいりたいと思っております。

○宇野参事官 個人情報の匿名化処理をお願いします。

○事務局 個人情報の匿名化処理の共通ルールの策定につきましては、民間団体が策定する自主規制ルールを第三者機関が認定できるという仕組みを整備することで法改正です。次期通常国会、この月曜日から始まる国会にも消費者保護法の改正を提出する。御存じのとおりです。

○宇野参事官 次は内閣官房の海外企業が日本国民のデータの利活用を行う場合の制限・ルールの明確化についてでございますが、現在、国際的な窓口である独立した第三者機関の設置、日本国民のデータを取り扱う外国事業者への法適用、個人情報取扱事業者が外国事業者へ個人データを第三者提供する際の規律、そういったものの実効性を担保するための枠組みについて検討しておりまして、次期通常国会に関連法案を提出したいと考えております。

○八田座長 どうもありがとうございました。

そうすると、一番下の問題は何とか解決する。個人情報の匿名化処理のことですけれども、これは共通ルールが技術的には難しいと。

○事務局 汎用性のある、どの情報でも、というのは専門委員会で無理だとなったのですが、別の枠組みで案を出そうという。

○八田座長 ということですね。これもオーケー。

そして、次に、総務省のところですが、向こうとしてはいずれオプションアウトというのがやらなければいけない可能性があるとは考えているわけですか。

○事務局 いろいろ検討は向こうでもされておるようですが、今のところ、法律の規定としては一応存置されているので、さらにこれをどう明確化していくかというのが我々の要求でございますけれども、そこについてはまだ向こうも明確な考えがないようでございますので、うちのほうからは例えばアメリカのデジタルコンテンツ法みたいなものがあるのではないのでしょうかみたいなことを言いつつ、協議を継続しているという状況でございます。

○八田座長 そうすると、文科省と総務省の役割分担は、ここではどういふようになっていくのですか。

○事務局 あくまでも総務省は、コンテンツプロバイダ法の責任の免責条件の部分の条項について今のところここで協議しております。もっと総括的な協議は総務とはやっておりません。

○八田座長 しかし、このオプトアウトに関しては、総務省が定めるべきことなのですか。要するに、こういう場合はいい、こういう場合はだめだという利用の施策ですね。

○事務局 本日の提案も受けて、少し間口を広げてもう少し協議をしてみたいと思います。

○八田座長 事業者の方としては、そういうサーバーを置いた会社が会津若松に移ってきてほしいという話ですね。

○事務局 はい。

○八田座長 移ってきたときに、最初から原則としてはだめで、これとこれだけはいいいよというのではなくしたい。逆に、「基本的には何でもしていい。ただし、これとこれはだめだ」というようにしてもらいたいということですね。そのために規則をつくるのは大変だろうけれども、アメリカなどにお手本があるのだから、それを持ってきて、そして、日本でオーケーと言っているものと組み合わせて、かなり大々的な新しい法律をつくること

ができるはずではないかというのが総務省に対する議論ですね。

○事務局 はい。今の御指摘を踏まえて、少し間口を広げて、余り細かいところに、瑣末なところだけではなくて、もう少し大きく協議をしてみたいと思います。

○八田座長 どうもありがとうございます。

そうすると、文科省は残る何についてですか。プロバイダの責任範囲以外のことで調査権に関することはどういうことなのですか。ここではやはりフェアユースやそのものももう著作権の話なのですか。

○事務局 まだ著作物の著作権法をそもそも広げられるかどうかというところから回答を求めていたところなのですけれども、文科省のほうからは、著作権法はそもそも私人間のルールの話であって、著作権者が許可を個別にとった場合には、その許可の範囲内で著作物が利用できるという規定にはなっているようなのですけれども、そういった回答が現在来ておまして、そもそも特区制度になじまないのではないかとというような、そういったすれ違いみたいな形の回答になって来ておまして、そのプロバイダのところも含めて、そもそも今フェアユースを導入するに当たって何が課題になっているのかといったところも含めて、もう少し幅広に文科省のほうに確認をとっていきたいと考えております。

○八田座長 わかりました。

どうぞ。それぞれの管轄する法律の中身とフェアユースとの関係ですね。

○村井総務主幹 私人間のルールで、私人が許可すれば使えるということは存じておまして、実際に私人間の合意で著作物を使っている例は日本でも既にございます。しかしながら、例えば先ほど申し上げたように、YouTubeでみんなが勝手にアップロードしたときに、それで違法になるような場合とか、先ほどの検索の例も挙げましたけれども、いちいち私人間の許可を全てとれるかということ、それは難しいと思いますので、そういうような意味で包括的という単語を使っているのですが、文科省のほうにも包括的な許可がいただけるのかということのを改めて協議させていただければと考えております。

○八田座長 とすると、やはりフェアユースをできるようにするためには、著作権法の中で特区においては原則いいことにして、例外的にだめなもののリストを作ることが考えられる。反対に原則はだめにして、これとこれのケースは例外としてやってもいいよという膨大な規則、それをつくるのは、むしろ著作権法のほうなのですか。

○村井総務主幹 私も専門ではないのですが、基本的には著作権法だと思います。ただし、著作物というのはいろいろあると思うのですけれども、今回私どもが考えているのは、基本的にはデジタルコンテンツにおいてのみのフェアユースを適用する特区でできればと思っておりますので、デジタルコンテンツに限定するのであれば、もしかしたら総務省の法律で措置できるのかとか、そういうことは検討する余地はあるのかなと個人的には考えております。

○八田座長 仮にYouTubeに限定した場合、それは総務省だけでできるのか、こちらの著作権法に、先ほどの私人の間ならいいよということならば、それで大丈夫なのか。

ここら辺のことを整理する必要がありますね。もし、文科省が、私人の間でいいよということの場合、先ほどのリストをつくるのは何の関係でつくるのかということですね。

では、どうぞ。

○原委員 あと、この議論は特区の話を超えていろんな場での議論がなされていると思うのですが、例えばIT推進本部とか議論がなされているのでしょうか。そういう全体の議論として大体何年ぐらいでこういう議論が進んでいくみたいなタイムフレームみたいなものが何かあるのでしょうか。そのあたりももし後でわかれば整理していただけたらと思います。そういった枠組みの中で、特区で何を先行してやっていくのかということ。

○八田座長 これはできれば全国でやるにこしたことはないことだと思いますけれども、もし、どこか特区を選ぶとしたら御提案の場所というのは非常に条件が整っているのではないかと思います。

どうぞ。

○鈴木委員 1点だけよろしいですか。文科省の反論は、これは特区になじまないと言っているのですけれども、それに対してはどう思われますか。

○村井総務主幹 仮に全国で最初からやるという話であれば、当然全国でやればよいと思うのですが、フェアユースという概念そのものが特区になじまないということであれば、先ほど述べた通り、現実的に私人間契約だから問題ないという考えでは弊害がある一方、やはりいきなり日本全国で著作権のルールを変更するということは基本的に無理だと思いますので、最初は特区なり何かしらの制度で限定的に実証するものにしなければならぬと考えます。

○鈴木委員 だから、特区でやってもおかしくないのではないかということですね。

○村井総務主幹 はい。私人間の問題だから勝手にやればよいというのだと、先ほど申し上げた理由で厳しいと思いますし、逆に全国でやるとなると、本当にできるのだったらそれでも私は問題ないと思うのですけれども、そうでなければ特区でやるべきだと思います。

○八田座長 特区でやることの弊害としてはどんなことがあるのでしょうか。これも文科省に聞けばいいことだけれども、聞く前に作戦として伺っておくとすれば。

○村井総務主幹 あえて申し上げますと、利用者から見るとwebサービスを利用する際に、サーバーがどこにあるのかということ余り意識して使わない側面もあると思います。例えばYouTubeでも、1個のサーバーだけ会津にあって1個のサーバーだけ東京にあると、片方のサーバーにアップしたときだけフェアユースが適用されるとか、そういうような混乱が起きてしまうと厳しいものがあるのかなと思います。そういう意味では、地域と同時に、できれば企業やサービスも一緒に限定してやるという形がなじむのではないかと考えております。

○八田座長 そうすると、企業を限定すると、そこから出てきた情報を特定できるということなのですか。またそれをコピーされていくわけでしょうけれどもね。

○村井総務主幹 それはおっしゃるとおりだと思いますけれども、少なくとも出所とか



そういうものがわかって、何もどこからなのかわからないというのはいいのではないかなと考えているところではございます。

○八田座長 なるほど。出所がわかるということは、出所が出した情報が全部わかっているから、そことチェックすればいいと。

○村井総務主幹 はい。

○八田座長 なるほど、わかりました。それでは、事務局で文科省のそれぞれの役割分担及びそういう当然特区でやるのが、全国でやるならばそれに越したことがないけれども、やらないならば特区でやるのが非常に向いているものだと思うので、ぜひ御検討をお願いいたします。どうもお忙しいありがとうございました。